

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第183号-続報⑤

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期-続報⑤」について

情報通信第183号の続報です。技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の第2回目が1/31開催され、議事録が出入国在留管理庁HPで公開されています。 [https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00056.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00056.html)

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第2回）  
議事次第

（令和5年1月31日（火）15:00~17:00）  
法曹会館2階「高砂の間」

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 論点について
  - (2) ヒアリング結果について
  - (3) 特定技能制度の分野所管省庁における取組状況について
  - (4) 論点第1について

3 閉会

〔配布資料〕

- 資料1 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する論点
- 資料2 ヒアリング結果要旨
- 資料3 特定技能制度の分野所管省庁における取組状況
- 資料4-1 論点第1の1関連
- 資料4-2 論点第1の2関連
- 資料4-3 論点第1の3関連

- 参考資料1 令和3年度「帰国後技能実習生フォローアップ調査」（概要）
- 参考資料2 諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度について
- 参考資料3 技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する実態調査について
- 参考資料4 ヒアリング結果概要

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する論点

第1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について

- 1 制度目的（人材育成を通じた国際貢献）と実態（国内での人材確保や人材育成）を踏まえた制度の在り方（制度の存続や再編の可否を含む。）（技能実習）
- 2 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）
- 3 受入れ見込み数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）

第2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

- 1 転籍の在り方（技能実習）
- 2 管理監督や支援体制の在り方
  - (1) 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方（存続の可否を含む。）
  - (2) 国の関与や外国人技能実習機構の在り方（存続の可否を含む。）
  - (3) 国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出国や送出しの在り方（入国前の借金の負担軽減策、MOCの更なる強化方策を含む。）
- 3 外国人の日本語能力の向上に向けた取組（コスト負担の在り方を含む。）

※上記論点は、中間報告書（制度の在り方の方向性）の提出までに議論する。

ヒアリングは団体や個人を対象に実施されています。

一般財団法人外国人材共生支援全国協会

（NAGOMi）は1/13ヒアリングを受けています。

主な御意見

【制度目的と実態を踏まえた技能実習制度の在り方について】

- ・労働者として受け入れる制度にするべき。
- ・人材育成や国際貢献という制度目的も一定程度果たされている。
- ・人材育成・人材確保・国際貢献を目的として、技能実習制度と特定技能制度を整合する一貫性のあるものへ改革すべき。

【外国人本人のキャリアパスについて】

- ・外国人がスキルアップしながら長期的に活躍できる制度にするべき。
- ・現行の技能実習制度の職種・作業は細かすぎる。
- ・技能実習制度の職種・作業と特定技能制度の特定産業分野は統一したものとするべき。

【受入れ見込み数の設定の在り方について】

- ・技能実習制度にも根拠のある数値をもって受入れ見込み数を設定することは必要。
- ・特定技能制度における受入れ見込み数の設定はあまり意味がなく、また、技能実習のように企業ごとの人数枠を設けることも基本的には不要。

【転籍の在り方について】

- ・転籍の柔軟化は必要であるが、無制限にすると大都市圏に一極集中したり、人材育成の効果が失われるので、転籍制限は維持すべき。
- ・制度で転籍を制限するのではなく、企業の労務環境や待遇の改善努力によって外国人材の定着を図るべき。

【管理監督や支援体制の在り方について】

- ・監理団体は、技能実習生本人の相談対応や実習実施者の監督に必要である。
- ・悪質な監理団体は排除する必要がある。
- ・管理監督や支援は国などの公的機関が関与するべき。

【外国人の日本語能力の向上に向けた取組について】

- ・入国前に一定の日本語能力を身につけている必要があり、入国後も日本語学習を継続するべき。

【その他】

- ・家族帯同の適否等